

公 告 13 号
令和 6 年 10 月 2 日

被 保 險 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組合規約一部変更の件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第3条第2項および組合規約第52条の規定により公告します。 了

記

1. 第4条別表1の中の「ニデックマシンツール株式会社 滋賀県栗東市六地蔵130番地」を削る。
2. 第4条別表1の中の「ニデックマシンツール労働組合 滋賀県栗東市六地蔵130番地」を削る。

附 則

(施行期日)

この規約は令和6年10月1日から施行する。

以 上